経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

１　民間事業者の選定概要

２に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第 36 条第３項に基づき、同条第２項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第 33 条第１項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、出雲市が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

２　経営管理実施権設定候補森林

整 理 番号	所在・地番	林班・小班・ 分班	地目	面積（h a）	樹種	林齢	経営管理権 の存続期間
出集 20-1	出雲市多伎町 奥田儀 1390-1	655 は 42 外 4	山林	6.28	スギ、タケ、 ザツ	56～66	令和 17(2035)年 3 月 31 日まで
出集 20-2	出雲市多伎町 奥田儀 1390-2	655 は 45 外 4	山林	4.92	スギ、ヒノキ、 タケ、ザツ	56～66	令和 17(2035)年 3 月 31 日まで

３　スケジュール

令和８年１１月１３日(金)　　募集開始(出雲市ホームページに掲載)・企画提案書受付開始

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分とします。

受付場所は、出雲市役所５階 森林政策課とします。

募集の内容に関する質問は、受付時間内に書面を持参するか、郵送又は電子メールにより提出してください。

ＦＡＸ：0853-21-6592　　E-mail：shinrin@city.izumo.shimane.jp

令和８年１１月２６日(木)　　企画提案参加申込書提出締切・質問締切

令和８年１２月　３日(木)　　質問回答

令和８年１２月２１日(月)　　企画提案書受付締切

令和９年　１月１２日(火)　　審査

令和９年　１月　　中　旬　　選定・結果通知

令和９年　１月　　下　旬　　経営管理実施権配分計画の作成・公告

４　提出書類

参加を希望する民間事業者は、企画提案参加申込書(様式第 17-1 号)を作成し、提出してください。

参加申込書を提出した民間事業者は、必要に応じ、事業地情報(航空計レーザー計測による森林資源解析情報、提案様式の電子データなど)を出雲市に請求し、次の書類を取りまとめのうえ、正本１部・副本５部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

〇企画提案書(様式第 17 号)

添付書類　①　企画提案書の見積書に関する根拠資料

②　森林経営管理法第 36 条第１項の規定による公募に応募した資料の写し

５ 質問の受付及び回答

募集の内容に関する質問は、下記の受付期間内に質問回答書（様式第１号）を持参するか、

郵送又は電子メールに提出してください。

受付期間は、令和８年１１月１３日（金）～令和８年１１月２６日（水）まで、

受付時間は、土、日、祝祭日を除く平日の午前８時３０分から午後５時までとします。

回答は、取りまとめのうえ令和８年１２月３日（木）に参加申込をした事業者へ回答します。

６　その他

①　経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。
（縦覧場所：出雲市　農林水産部　森林政策課）

②　経営管理権集積計画に記載された樹種は、森林簿を基にしていますので、現況樹種は「森林航空レーザー計測による樹種区分図」を参考としてください。

③　経営管理実施権設定候補森林のうち、実施権の設定を希望する範囲について提案することが可能です。その場合、その区域が分かる図面を添付してください。

なお、主伐を実施した区域（ザツを含む）については、必ず、主伐後の植栽、保育を提案してください。

④ 既設作業道終点から、２に掲げる経営管理実施権設定候補森林に至る作業道を隣接市有林に新設する場合及び併せて隣接市有林の伐採を希望される場合には、別途、出雲市市公有林等の経営管理に関する条例に基づき無償貸付を受けることができます。
⑤ ④に掲げる作業道の開設他、必要な場合は国・県・市の補助事業を有効に活用することとし、その補助申請等の手続は採用事業者において行ってください。